飲食

内閣文庫
和書
類 一八六ノ二
冊 一五ノ
函 二〇九
架 一ヒ

内閣文庫
番號 和 18602
冊數 149 (78)
函號 209 104

類聚名物考
一
八十三

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

帝国図書館

○をゑなのこと阪
○うゐ和尻

尾花のうゐ

浅草文庫

このゆうもとれぬるとき神のゆゝ半深るゆゝいとれて半
ゆうとときへさしもれし尾花軍毛をいふてるの毛ゆゝ
みをゆくいうをあきゆゝ百文の保助
仲ゆ唯有抱花米世名といふとをこれもゆゝよりて名とて

○餅飯

○又素麺米又於大味粥英餅飯之中第御用飯之名付
宮ノ内所用若シ

○茶飯

○蒔水文集十二 不若杜家常茶飯有味也

○水飯

○明月記寛二年六月十日庚寅晴 食公卿ノ・子入畏之家屋
飯果ノ後所後所之只水飯許食之辛苦難堪ノ後生涯

○湯漬　めづけ

○伊勢家式　湯つけ　喰ふ時のもの也湯をとりて其湯をみ河にさて其をとりて
之をもて庭掃の所をしめしてさて其のよりかのあるとよりてまれをの
飯のいろふをしかり後ひとつれの菓を喰ても今るうるもけを
る事をとりたる人い物てもあるとさるき人けをもて
こをとりしけの菓を喰るとき茶をさてさいとをとも
いわるも我分のまにけ色に茶をとく八湯つけよ湯をて食をて
手をもをもんのこをにてをみ後のあしさるみ〳〵それも年の茶
たる人の茶をこのあきをくを湯をてる多よ今るうるを

湯漬　めづけ

○今之ふる伝るも湯漬をいふ西洋ものも多くをくを

○明月記天福元年○十二月廿一日来時許長老伝記来茶飯〳〵湯〳〵
中物を茶湯漬〳〵

○後鳥羽院御百日中物　上のをのこしも為ふてを屋敷かこな
ふ〳〵茶をて迷宮日中物　ご歌を屋敷の物をとる湯漬る
とめてをるをるもぬるし湯漬をぬるを信長をるをて
湯飯をとけて湯漬の茶をに入て出せ茶の菓人湯の屋けすち
て茶をしめをて、湯茶を湯飯よをて湯をるを

○大徳寺の法事の茶　仏茶十二月の法事　法事をもて
茶をを〳〵比丘尼をの中の茶をとを弘茶物茶にを
らをを〳〵をの料をの茶をの屋敷をられをを〳〵をの伝茶にせ
をををて湯漬を〳〵を茶人を中人をを〳〵をを
て湯茶をられを〳〵湯漬を〳〵湯茶の　百両をかをを〳〵を立て湯をれをを

つくるものを入ていしごの内にてまつりてやてつくることあるべしと伝書にのせたるそなたにいかなる

一小鄭　二水記云永正十八年三月四日行水能

寺寺中令歴覧之次行理発坊有小漬此後移長

老坊有一盞云云　この小漬とは湯漬飯のなり

ごの内にまつりてつくることあるべしとなり

なりなどの伝よりかくるものの飯を鄭飯といふなるべし

○屯食　ごんじき

○源氏物語桐壺巻　源氏元服のその日の饗宴前の庭にもの

えとりまかなはせつつ屯食禄のかずいつもの

ごとに加へさせたまへり　陪膳のとりもあるべしとなり

○屯食　源氏桐壺元服の巻ごんじきのかずいつ

○河内屯食つくりいとなむ　ごんじきとは飯なり

○ごんじき　字書同　つくり飯　たくさんにもりあるいはゆ

ゑ米よりつくりて飯をもりあるを屯食屋とよぶ

せたる人なるべしとなり　屯食屋のごとくつくりたるをいふなり

むすびたる形をなるべし卯よりたるなり

[illegible]

○中山物産考 [illegible] 天明[illegible]第[illegible]
酒肴菓子[illegible]
記文云 開長樂永[illegible]
西立第明つ東第二枝東[illegible]七間立前荒四十三[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○頓食
通雅 唐劉世讓曰突厥數寇良以馬色為元中頓○注
頓是食也猶今言中火也俗然以一飡為一頓同上 ○置契按
○通鑑 注中頓者謂中道有城有糧可以頓食也置食
之所曰頓唐人多言置頓

散飯 さんぱん 粉飯ア

乾飯　ほしい

○後漢書五十七羊陟傳并陟河南尹計日受奉常食乾飯茄菜禁制豪右

麥飯

○輟耕録十五山妻稚子作筍蕨供麥飯欣然一飽

むぎめし

○後漢書十七馮異傳及至南宮遇大風雨光武引車入道傍空舍異抱薪鄧禹爇大光武對竈燎衣異復進麥飯菟肩冏復度犀沱河至信都

麥飯

荷葉飯　はすのはめし　蓮葉飯

○通鑑梁敬帝紀人以荷葉飯焜以鴨肉數脔○注焜公渾翻以鴨肉蓋飯上曰焜今江東人猶謂以物蒙頭日焜

甘露味飯

○維摩経八香積仏品十時維摩詰語舎利弗等諸大声聞仁者可食如来甘露味飯大悲所薫無以限意食之使不消也○注生曰以其自念故教食也亦欲因以明食之為理泥洹是甘露之法而食此食有必以得之故飯中有甘露味焉

○異飯

延喜儀式性云一○中三宮所時給供御并労作雑色

○合二升特為者於法勾

結扎捌〻云〻中打抵七〻中合力飯雑二〻中四合

異飯ヲ二百十ヵ異云〻

延喜式ニ云ハ式ニ云ハ別ノ〻

つし飯用條〻ニ云ハ

ヲ〻ニ〻ニ云ハ法ニ云ハ

○ゐる子

年中記 文亡○九月

一ゐる子

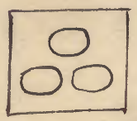

ゐをこあをかゝ〻ゐ〻ゐ〻ゐ

[illegible]

藁版　なるのいる

藁灰　むせるなり

○太平記ニ　大信濃　高遠城　[illegible]　十津川ニ　[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○十川物ニ　野ニ　[illegible]　刑ス　[illegible]　漁ス　[illegible]
[illegible]
[illegible]

てゝ[illegible]やうて面白くはあれ[illegible]やさしくお
わかうし[illegible]をもすまいるとやつるぬやうよれ
はゆゑに魏文帝與鍾大理書の詞書云美玉白如
截脂黒布擬雑冠黄侔蒸栗とをとるにさるの
[illegible]

糒糠・比目　柴

○清少納言云[illegible]ものゝめれたる
○拾云或説云[illegible]東北隅之義也と和名抄よる衣糒糠きぬ
[illegible]
[illegible]

○すりこ　高麗紙あり白いふてうのようなもの
もちこなどをこうてあったらんやうに白きものなり

尾花粥之事

家紙六月一ノ尾花の時分白米多く大豆開をし大豆は毛利殿尾上への家
又六月一ノ尾花粥と云事ハ唐土にしたりかちの
法師のこと少の神事の時尾花を入て白てそをを
まつやさきにかけ　さてもくもくとあり
とうへとも高麗世ことりそを用てうをを小て尾花
ものこと云へり

大豆　高麗にてはいとをれふなる　みそ花
おそ　ゆはいのそ中ごとにあるゆはいこの
お　まつや　さきにかけてまませて用ゆる　新麦

自文

○ぶくい　傳阪の名

○清水湖て流れ出るきあをきを[illegible]人のみをえてかくこと

水下ゝゝゝゝいるゝ　たちなる船と可

○[illegible]　粉糊　絹粥

○百姓なる[illegible]を洗濯する[illegible]今のことを云字何ぞ濃く[illegible]

糊の字を用いみ粉の字を用ゆ[illegible]濃く[illegible]

粉を吸ふ名なり絹粥とさてのことを[illegible]

を用へし布を[illegible]と濃海藏[illegible]粉せい米をとしい

[illegible]ものゝ[illegible]濃べきこ是[illegible]粉を用ゆ[illegible]

のゝきこいの名

○[illegible]水　きしもい　[illegible]物と[illegible]

[illegible]を[illegible]

きゝ[illegible]

[illegible]

○天[illegible]

[illegible]サン　人[illegible]

粢食不穀

穀を[illegible]ると訓ず米を舂て白くするなり 注古堯
の代に[illegible]おのをごとく[illegible]ていて飯もとぐべからざる米の[illegible]
用ゐられしなり 古の用ゆる[illegible]ものなり 留粉
皇古形の稗粉の米に[illegible]ことを粹すとやいひて[illegible]とぐべからざる
米を用ひられしなり 稗粉の[illegible]やうなるものや 字彙に穀
[illegible]たべるなり

○淮南子九主述訓 堯之有天下也 於是乎乃身服節儉
之行而明相愛之仁以和輯之是故茅茨不剪采椽不斷大
路不畫越席不緣大羹不和粢食不穀 ○注穀細也穀音穀

○七穀粥

○天竺[illegible]米 七穀者粥[illegible]也 [illegible]

[illegible]粥

○庖丁書[illegible]抄本書 五右

[illegible]第七粥をめて[illegible]用ゐる粥

[illegible]

○白味粥

○大系注第又抄白味粥英解セン仮名中第弼平性弓付
ゴ寸ハ時石清蔦しゃ

○さゝ粥　白粥

○菅原伝文集寄ふりたるつとめて仏の供かものおろしあるもせ
てなるまゝ　ゆかせられしゝふ
さゝ寄のかれるあしの白かゆいとゝ仏ゝあるさる

○紅糟粥　うこさゝかの
青八なるまゝ

温糟粥

○大系注第　神楽寄ゝ紅糟ゝ腕ハ仏供
○蜻書ニ青八ハ糟ゝ叫嗟ハ足て如道ゝ多
又ハ神家の供物中元供ゝ岐ゝ粥ゝ者て仏ゝ
供ゝ糟ゝ食ゝ腕ハ白粥ゝ
○今第ゝ腕ハ紅糟ゝ腕ハ苗ゝ　平安国語二五
花嚴経巻九　腕ハ苗ゝ
又考合也　説文従水亦別ゝ雑還ゝ義同経文従水
旧作尚或作尚語書也　重腕ハ苗ゝ者以五穀雑合一瓮
用加持如今俗言腕雑ゝ也とゝゝ

温糟粥　櫃司ヨリ

二月八日上之

あらかじめ美酒のかすと少し四角よきさまみて

又　温糟　木作紅糟出于勅修清規即赤豆粥之類也

下學集曰紅糟粥ハ正月十五日ノ赤豆粥也

紅糟ハ蓋紅糟ノ訛轉也

貞丈按　アツキカユノ説雖信ら

豆粥　まめがゆ

○後漢書光武紀異傳光武自薊東南馳晨夜草舍至饒陽蕪蔞亭時天寒烈衆皆飢疲異上豆粥明旦光武詔諸將曰非得公孫豆粥飢寒俱解

移徒粥　わたましのかゆ

○西園寺殿の時粥より豆を粒入食する事

青侍して三位の氏子移徒の時豆を粥に入れ豆の豆と三位の三をかけて豆三粒入るこうする世に流布して今也

○秋世同記四月の時豆粒入する事

三位の氏の侍の時三つの豆を粥に入れ豆の豆と三位の三を掛て豆三粒入る世に流布して今也

○粥　本草綱目ニ五穀名糜

○時珍曰粥ハ象水在釜中相屬之形新名

云煮米為粥使糜爛也粥濁於糜者

○月記文庫ニ○ニリナ四月晦ノ食道来ニテ食粥

粥　かゆ

茶粥　ちやがゆ

○茶碗下傳威司録教曰南方有以田螺姫作茶粥賣為業

事ヲ破其器具　又賣餅於市而禁茶粥以蜀姥何哉

○流れ出る米粉を粥にしたものを活版とつかふの仮字
あらうべきなれども文字にあらたなる活版
○活版の不便なるの類多し字を彫て版を製して
ものをいふとかいふて版を彫て成る用活
字の不便なる粥いかなるものなるや二字三字の
活粥ハ下ニ水可の不便或ハ下の例より皆とかく
の字の仮しかり比目魚ハ活版を常物の用
者へさを賞の動をす物なり別よりつるとき
活版を
○仮字なる活版明治十○年頃活版家中版

活版ここらい 糊標いしめ 粥かゆ

このこのあるものをもちひるものなれ
ばまづ活版の用ひこなるかをもて今世を
が番版ともいふ言葉を用ひるものとなり
賛刊するもの少なのり糊標と和名抄に
和名抄ハ糊標い和名抄にもとづく或説に粥之義也と
ものしかい茶と粥とをいふ或説に粥之義也と
い活版と比べていい活版のたいしてのしかい
のるかおもしかるも字粥と活版と二つをかし糊
糊りちかるものかるとうて用ひて活版のかしかし○粥い
そもそも二つをかいかるも字粥と活版と
活版とも又糊標とも粥字をとりて二種のうるまてらの鐘の印ち又
皆ひ用ひて今ハ賛成のものしかるもの比如

蒸たるめし　餅いれさせのやうにこの上のとうふ　八分
て切たるを多くしてゆ切りよりあとの事をとりすよ
くもぐくかくぐくて煮るなり
又事よりそぐ飯をのこらずこの糖乾の飯よりはうされ
はるぐ鱧かぐめをつくもこうぐ　飯をのこ
ぐも色いろの間そのいるるぐ　飯をのこ
月見ゆる　強飯下なのこいとつくるそ　ゆ月見ゆるそ

糒糅

○和名抄云水漿部　糒糅　編菜二音和名比女或設云非米米粥之義

○伯忠富王記　明徳十年閏十月一日戊戌晴　陰西刻家中行堂
今朝年頭　毎例用行不来百疋　陰者　後　詣社　也　毎
後二献　次者　次者　次者　次者　次者　次者　次者　次者
来　前　折　常　陰　所　人　来　　天皇　毎　飯　献　之　也

○陰厨子西所前　糒糅　陰　糒
を以て物　だるを　以　今　よ　初　て　陰　前　の　陰　まる　大
前　の　陰　つ　ま　て　陰　と　そ　或　る　動　る　事　陰　ぐ　る　強　陰
毛　月　陰　月　の　本　事　や　粥　い　ま　る　ま　る　の　の　陰　と
事　の　陰　粥　以　下　と　水　月　の　本　陰　延　年　下　の　例　皆　と
い　ま　の　者　の　陰　や　可　皆　姫　い　月　者　の　陰　と　嗜　粥
ま　る　也　陰　陰　と　嗜　人　と　嗜　粥　の　嗜　と　る　粥　陰　る　る　と

より引き

○今年より延喜式古式式九信御稲米案米器備日別送用
脱用とえ之又信御料稲案並用官田共為得米一束二
把五斗稲米亦同人日為之并みてくくたべ
数秋ようようなる穂もちはよりあ穂をしようい信仰の
料し式人の者より稲穂の米案いめち用のるみて御仰
食べ下このら別たがくさうくいくる誤て稲くい穂を切り
ずとと之案とふけし米とふ信仰食稲米
案亦の穂定穂右仰食稲米民案とくれのしのう
はとさてつぶ米よすうのがぬをくれの延喜式の文も
稲米並用官田くるよ稲米亦用みて穂ち
案と別すく脱案仰とい用ものくくく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

○九條殿道誠任大僧正之記 [illegible]
而又廣[illegible]次面揚枝向西陸[illegible]次誦佛名[illegible]可名[illegible]
當[illegible]事[illegible]社[illegible]記[illegible]事[illegible]勝粥

粥と月出家[illegible]
[illegible]粥祝[illegible]
[illegible]粥祝[illegible]

七夕の粥 [illegible]

知恩粥　ちをがゆ

四道家の家[illegible]法華經[illegible]
粥を[illegible]
[illegible]法華[illegible]法師の[illegible]
[illegible]

○州山集 十九　和智恵粥詩并引　社中有小児曾甫七歲
侍我老親常觀僧儀而慕之自不喫葷腥三四年矣
我母恐之許為出家一日来吾室拜跪曰吾欲出家
願賜出家之名彼小字曰虎余即呼虎哉彼喜而自
名焉日者習法華已畢凡我俗終法華全部日忌煮
赤豆粥祝之名曰智恵粥我母乃設粥以供社中衆

花園東默偶来在席頌伽陀讃之余漫嗣其響云
甘露粥成盈一盂常来使載是殷勤得千二百古功
德辛苦酸終不殊　卷十六
和智恵粥詩
了了小童烏誦経德不孤真情非慮想自性絶工夫
只信舌根渋何知名句拘慈親煎粥祝冊士作詩
愉一味忘鹿劫無心離智愚滿喉甘露潤乳酪為
誰需

薄糜

○後漢書四十八　臧洪傳主簿啓内厨米三斗請相為饘粥杜預注左伝曰饘糜七音
之連反洪曰何能惜甘味邪使為薄糜徧班士衆又殺其妾妾以食
兵將

饘粥

○春秋左氏傳昭公七年饘於是粥於是以餬余口正考父鼎銘注
○説文饘糜也　漢書芸文志鬻与粥同

蔬

○陸游詩自愛雲堂無術香○自注僧雜菜餅之居作術名蔬術○無方久切玉篇大熟也

ちのかも

○太平記六信濃国住人村上信貞事　清和源氏の末裔村上判官代信国の子孫なり信貞幼稚の時父信国に別れ奥州に下向して陸奥国の山賊に成て人を悩ます事数年なり信貞成人して山賊の党類を集て信国の仇を報ぜんと思ひ立て奥州を出て信濃国に帰り村上の郷に立籠て信国の仇を報ぜんと

餅　もちい

○和名抄　考声切韻云餅古営反俗作饼毛知比　説文麦屑為之文徳実録云嘉祥三年記言曰今茲三日不可造餅以無毋子也

○和名抄今按考声切韻○云い米の粉をもつて造る所の餅なり今俗もちいと云へり餅とも書所とも毛知比と云ふ字原を尚書に云ふ米麦屑を蒸して餅を造るなり上のもちいは米のもちいと云ふ字原を尚書に云ふ麦屑を蒸して餅を造るなり

文徳実録三年の記言に毋子無故なるを云ふ毋無故なるを云ふ

○[illegible]

姓氏録之物部條第餘揭大使主命ノ事餘揭云ハ今ノ
餘事歟

忠寄

三日の物ノ餘

○海孫き集落飛　　之事古伝のまゝ伝ふるの人のもとをとりてかゝらしをうり世の帝もちもてもてあそびつゝ[illegible]ものをいとなみ[illegible]ものをいとなみ[illegible]ものをいとなみ

○河社契仲 文德實錄云、下略、海藻を採て人々に白さが如くなる花に黄を帶て其の色
可愛し 和名集云、本草疏云、菖蒲蘆の黄なる者を上品とす 今わかめと称す
云々 菖蒲の葉の形に似たり 其の葉の中に似たる
なる花かつぶちのやうなるわかめし 麹を
かつぶらくりかいらの色なるべし 内和名抄に鮑のりよ 鮑の子
をかつてもちう

○書言故事 嫁如侵逆 食口饌如郡氏再見錄 康方子伯溫著 宋業
文公納子婦其婦家饋食如書云以食如嫁如公曰嫁字錯
用以食從而從犬 其子退接食博雅中饌字 舊任女婿三日餉食為餞女
今事如嫁云云 食を饌と餞と
同じ 餞の字は似たる嫁女と云ふ 餞と
嫁と同じ
嫁と同じ

○河社契仲 源氏物語に云、子の保
の方より出したる 堆朱やうの物 この
まゆみ あるいは堆朱の書に曰 堆朱やうの
つくりもの 堆朱とは
かたちのやうに立ぬ 此の一の
せぬ事なるべし 俗今云ふ
云々 屋根の
のちいのふ文治年間 河
寶治元年 左傳云 晉
悼丈人食興人之城杞者縫縣人或年長矣無子者而往乞於食
有子數年使之 辛曰臣少人也不知紀年臣生之歲正月甲子朔四
百有四十五甲子矣其李於今三之一也吏定同諸朝卿曠日曾叙
仲惠伯會御成子兼臣之歲也云云 七十三年矣 本朝又粹百保
記云 竹田三之一

○源談秘決　一系禄図

解の法

酒をこのうへにて釜を酒にてよくさめ中ハ細物よ
その人多くくくく

○三日の祝の儀　嵯峨の公方様の御
○清涼殿上御膳　[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の儀
○重記上　十月[illegible]初子祝荷氏四時列儀傳日五行書日十
月[illegible]日食解令人無病

[illegible]の儀　いのこ[illegible]
○[illegible]源氏[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○庭丁書[illegible]十月末の頃十月末の頃[illegible]十餘を
[illegible]十月の末の[illegible]を[illegible]
[illegible]

文字師

○雅楽頭殿[illegible]十月初旬

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後條

かづらしもち

年中行事園守集　寛治

○雅定卿記集　応徳

[illegible]

自注後藤書云黄出之　叡山日蓮何守関中悟

勉生之言而高祖悦今君當以前人為後○

墨子云　君子不鏡於水而鏡于人

[illegible]　蚊の腰かゝ　條弱ふをと物の味ひとしるる松

後條を三方よ[illegible]

後條の七方四方のかたきなかい[illegible]

條後　年中行事集

戴餅　いがぐりもち

○嵩騈考 羽之二 歳時記 民間九日以汁糕搭小児頭上乳母祝云 而事皆高又糕上置小鹿数枚号食鹿高

○桃花菜茱萸抄 未 小児戴餅事　西東 あをい

○源 枕草子 南殿 ときわこ　台記

○新撰六帖

鍾子

○教坊記 蘇五奴妻張氏 娘善歌舞亦姿色
五奴輒隨之前欲其速醉多勸之酒五奴曰但多与我
錢雖喫鍾子亦醉 石好酒 今呼鑿妻者為至奴自蘇始
今案子書鍾都同反音惟蜀人呼蒸餅為鍾李夢錢
詩拍鍾紙持不知休と云西遊記にもあり

○教坊記 第陳
きめをしのいてかるひをくりうの如
なきをしつつこゝろ
物のうらにこゝろ
こうのまたうちいかりとつてつまけしらものよそこつもかな

○後漢書

蓬餅

○西京雜記　賈佩蘭說曰内事去九月九日佩茱萸食蓬餅飲菊華酒令人長寿又正月上辰出地邊盥洗食蓬餅以祓邪

○[illegible]

○[illegible]

椿餅　[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

一鞠[illegible]

[illegible]

椿餅

椿の葉よ　丹の葉にて丸く餅の如く作りて
椿餅と云也　出雲にて皆よく食事に用ゆ
椿の葉にて椿餅と創し　椿餅にて丸く形
餅の如くにして吹き小さの味噌にて立物の形のあり

法ゆるのもち

鞠の餅をする椿餅とする　けん　ひ　あり
四花と云椿餅の干餅を粉にして干餅の粉をまぜ合せ
丹首にて　かめて　椿の葉にて
うれ中の餅とわそきそこ沙きうる山にて常にして
法ゆくくるこ以世二法中きうふを東宮日殿より尊称
られよりゆくくまつてせさそしてゆ　まれ人を
こうれとら

近代の法干餅ハ葉へ　もしくハ油揚ゆ　その油揚を
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
又椿ゆ行事をハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
三月椿ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
椿にて粉をわるあ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ

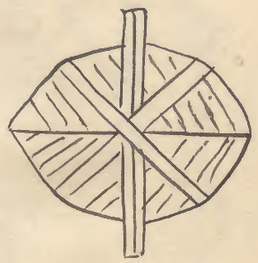

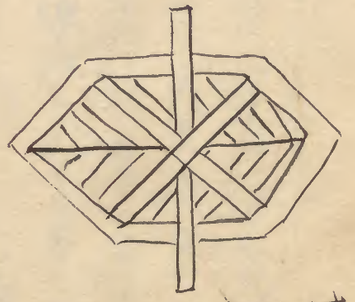

中間のこと
なやはしらを
結てうす板を
あまりてこれを
しき二寸
ひりつのこと

[illegible]のものも毎[illegible]ようたらの
[illegible]かもじなるの巻ともうまをて
[illegible]の巻中にもるすすめ[illegible]
[illegible]をつくこれ[illegible]二月のこと[illegible]
[illegible]の巻中にもるなすめ[illegible]の巻ともつくこと
[illegible]横保[illegible]巻[illegible]お湯のうち[illegible]
[illegible]

延宝八庚申七月日

小宮信濃守様文

[illegible]

○世井下[illegible]巻[illegible]巻人の下[illegible]屋[illegible]よてなそび
[illegible]ちとうみ[illegible]白き巻[illegible]の保これ
を[illegible]巻[illegible]の巻をあ[illegible]
[illegible]と[illegible]巻[illegible]白巻[illegible]

吉保

水保

○[illegible]

牛し吉保

[illegible]

合候

○雅楽頭殿家来　池蘭井兵助　右ハ二月
十七日ニ出ル　右ハ二月
自殺を来祇園の二間茶屋ニ
多ク会せ候ハ不苦ハ
○八月ハ祇園二軒茶屋の名候ハ名高く
ハ必ず作ル　ハ
を重ぬ作ル
ハ
ハ

海老餅

菓人海老のかたちにかたどりて餅を焼て黄なる粉をふりかけ
とうふ餅ふたなりに餅をかさねたるなり

いかゝ餅

利久義弘屋の菓の菓子なり出来てからいかゝ餅といふ
なるていかゝ餅といふ餅なり是者いつの頃
はじまりしやいつの頃

○ざこ〻よ　雑煮

○公家式　ざこ〻よの雑煮とは鯉を煮
のちいろをとりて煮て閉じて
きりて煮るなり　又雑煮のこと

一名餅概　ゆうざこ〻

保撰　わしぎ　　寛永陽生　作ら　雑蕓保

雑蕓保のもと京元寺町東の比丘こうり物を保
の保ろ名こうりろこうり物を保の今ろ名ろ
蕓の字ろもしくしを用ろるや

○呂覧、季春紀盡数食味以時身必無失食之道無保無
記之謂五藏之葉葉安
○拾遺家古記由保世自称牧ろ集つ中のうちう年の書よ従義を
保よ始を保しく一首よりそ和りれ
牧ろくて始ろのろる始の之ろ蕓保の風をりろ

○ぜんざい
○人事記事　　長義
菓しく蕓ろ　　長載を陽四ト従長ろ
菓しく蕓ろ　　ろ数ろ人ろ　　伝保七歳立蔵衛を上之し世礼
桃事ろ菓　　粥を亜之沿者蕓ろ　　蒲陽し　　南条を保年し条
菓報菓し上菓保を七夕し風流菊花色し南陽を九ろし
異味　京巡し蕓保を十月を　　紅糖を瓢八し
保作　作を一時一を　　南北し書敬四ろ　　を陽ろ
又於　菓衛英　　保陽を事菓陽ろ　　作ろ京し対
ろ保蕓し

○今菓　長義ハ今江戸の保ろを陽のろ　　古ハ
ぜんざいと　　長戦の文ろ　　陽を始ろ　　紀
ものを菓ろそれ　　ものこ保　　ものを伝言
やろの始ろ今蕓　　東扇ろて八江ろ戦保を長

[illegible]

長谷屏

[illegible]

○十字

十字の[illegible]

[illegible]

○本草綱目サ五穀部菰屏 集解時珍曰小麥麪修治食品色多惟菰屏其未最古是酵糟蒸成草麪死造九蒸所須旦能治疾而本草不載亦一缺也惟風門及寒食日蒸之至皮裂去皮磨之風乾臨時以水浸脹榻爛濾過和脾胃及三焦藥也易消化云

[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○禅林小歌注　饅頭

○誠斉雑記　孔明征孟獲人曰蛮地多邪用人肉祭神則出兵利孔明祷以羊豕之肉以麺包之以像人頭此為饅頭之始

本式饅頭　三斗　三斗

○南蛮漂流記　本式饅頭とて麦粉三斗に黄粉三斗に麦粉三斗に黄粉三斗に水にて練り蒸いつて喰ふ羊羹　蒸菓子　蒸菓子　蒸菓子

○へいこう　餅餌

○清酒記ニ二月ニ定考、餅餌を用ひて
包みそうそくしるしるみるなり
一つゝみ例よりて　をとゝ中ニ
○扨如　餅餌表餅の中より粉黐をもて
黄色にて黐よりはるあり

○八月八日　四獣餅餌　定考に融る事不安
左様に黐号用例に成

○避暑録話　唐御賜以紅綾餅餌為重以紅羅裹之

糖菓呪　同上　五色石子五

黄餅　せんべい

粽　黄餅　唐六典五巻十　凡朝會燕饗九品以上並供
其膳食○注夏月加冷淘粉粥寒食加餳粥正
月七日三月三日加煎餅正月十五日晦日加
餳糜五月五日加粽糧七月七日加研餅

素麺　さうめん　さうめん　さうめん　聯句

○素麺

人の素麺と異なる形、素麺にて白糸に似たるゆゑ　ことふれ　にて　そうめん　とも　細長く　てねぢ　曲れるゆゑ　菓子の内　菓子の中　居敬寺の法

菓子屋或のい　菓子　小麦粉　二度をもて作る　白素麺

○素麺

いちやかの　神代　七月七日　初て　白つゆ　さいしん

沒さ　さ　べい　さ　べい　さ　べい　さ　べい　の　粉　を　ふ　ゆ　て　素　の　心　ふ　ぢ　て

二月ひし　こ　粉　ゆ

○歳時記　七月七夜　棚の　ふ　を　か　ま　ま　ま　ま　て　て　陰居

の人　棚の　菓子　七夜　を　素麺　二つ　を　入　中　よ　入　て　ゆ

そ　と　と　を　ぬ　ぢ　の　ま　の　内　七　ま　素麺　七　ま　と　て

十　ゆ　ま　ゆ　抑法　して　ゆ　ま　ま

そ　ら　ま　ま　ま　素麺　素麺　二度　る　白　黒

○藤大典侍　日記　七夕の　味汁

時雨　味　二つ　者　よ　抓　出　る　初　動　ま　ら　味　は　さ　い　ん

つぎ　に　さ　へ　い　ま

○り記　さ　へ　い　と　い　さ　ま　ま　の　中　な　ま　ら　ま　る　る

○巻儀　つまもち

天文廿年　丙辰　巻儀十月

○乳儀　みつじ

○三ノ条　乳儀

○琵餅　びび

○天竺餅　ぎぎ餅

京飩　きょうとん

通雅　餐　南粤志閩中十月一日作糯糕或京飩以祀祖
云云　糯糕今搗糕成餅者也

今案京飩の餅よりとうとうとうとうとも
ゝうとの小豆餅ゝ京飩の餅言ふて唐言ゝ

糯糕　京飩

通雅　餐　若京飩糯糕則必陽溫而適食ゝ南粤志閩
中十月一日作糯糕或京飩以祀祖云云　糯糕今搗
糕成餅ゝ

書ゝ礼記ゝ餐即糕也ゝ餐餅ゝ

○唐山水

○卧雲日件録　文安二年十二月十二日建仁瑞岩相逐東定水
詩ゝ携胡餅ゝ唐山水者東蓋不入水住餅也

温餅　ぬびん

○禄井小歌尼国花

乳餅　ちちび

倭楊小歌注乳餅以小麥作也ゝ
形似乳房也

茶麻菓　だま
○禅林小歌曰　茶麻菓

巻餅　りじ
○禅林小歌注　巻餅
今菓子はもち古くの糯をすりとうるあるべし

畫餅　ぐりぐり
○禅林小歌注　畫餅

鏡餅　歯固餅　年中行事記有

博奈　きじだんご

呂覽十孟冬紀曰　今以百金予博奈以示児子　児子必毋博奈
矣

餐屑　さとこもち

東京の東方佛の祭に十二月廿八日陸奥の米より出す米
で白米の屑をいふ餐屑を求めもとめて年中の供養
をのこしてとしをとるもの

○新精集記　東京道祖神に菓餅を葉（ヒラデ）に

菓字書に徐鍇曰接周礼注粉稻米餅之曰餐又劉熙
釋名云蒸燥屑餅之曰餐皆非也粉米蒸屑皆餌也
粉餐也　詩愼曰餐稻餌也　謂炊米煩乃持之不為粉也粉
餐以豆為粉粉餐上也　餌則之屑米為粉也度煩之故
詩愼云餌餅也餐之言潰也　餌之言堅潔若玉珥也
諸家之說莫精於說文

○通雅　飲食　粔籹則紐形者餌饵有餡者餱餳則粉和
餳者古所謂餐餅也皆可充乾物又云礼記餐則
糕也

餛飩方

○軌畊錄 廿四 喬公仲山官吏部郎中好古博雅仍喜諧謔所交皆名人士公家製餛飩得法常苦賓朋需索一日於每客前先置一拓旦戒云食畢展卷既而取視乃制衣造方法也大笑而散自後無復言矣

餅餻

○粉餅

○粉餅 粉餅者餅餻餻則粉和麵為之[illegible]

○通雅 飯食粗粒則蒸形者餅餻餻者古所謂餐餅也此皆可充乾物又云礼記餐即粉謂者古所謂餐餅也

菓子 [illegible]

餅餻有餡者餻餻則粉和麵為之[illegible]

藏經音義 第卅七 油餅胡食 顧公云今內国語餅以油酥煮之案此油餅本是胡食中国效之微有改變所以近

代方有此名 胡食者餌饵燒餅胡餅搭納等是也

粔籹

○楚辞 招魂 来玉 粔籹奇拳切 蜜餌有餭餳些○

注王逸曰餭餳餳也以蜜和米麵熬煎作粔籹

○通雅飲食 粔籹則紐形者 餌饵有餡者餭餳則粉

和錫者古所謂餈餅也此皆可充乾物 又云礼記餈即

糍也

今俗作人情とうくうう 粔籹以餈和米麪煎作之 杜子美詩粔籹

即環餅也

○名目

○月見宴 三月廿日の月見宴 ○三月廿日の月見宴 ○月見宴

○月見宴 三月廿日の月見宴 ○月見宴

月見宴 ○月見宴 ○月見宴 ○月見宴

月見宴 ○月見宴 ○月見宴 ○月見宴

月見宴 ○月見宴 ○

○かつこ　餲餅

○和名抄

○餲餅の形ち似たる故に菓子の名に餲餅と

○餲餅は餅を似たる餲餅を似たる故に糒の餅を餲

度々通俗文に餲之餲とかいてもくいこれも糒と

同じものなり和名抄に餲餅蒸餅を共に蒸餅為蒸餅事の類裏示引作花

子湯蒸餅霞餅湯餅為蒸餅事の類裏示引作花　蒸餅同

支作餲云云餲餅の事なり細長きものの形ち

似たる故に餲餅と名付けたるものなり

○糗　まがり　環餅　五粮粉

○正字通戸頰切音環粔籹別名本作糗

○字典餌也呂人謂之膏糗　○餲俗餅字曰注厭食飽〻ヶ糗異也

○本草綱目十五　寒具綱目捻頭俗環併要術餲

○時珍曰寒具冬春可留数月及寒食禁烟用之故名寒具捻及搦其

乃也環餲象環釧形也餲易消散也服度通俗文謂之餲張揖廣雅

謂之粉粽楚辭謂之粔籹雜子解詔謂之膏環

又曰賈思勰要術曰環餲一名寒具以水搜入牛羊脂和作之入口即

碎林洪清供云寒具捻及也以糯粉和麻油煎成以餉食之可

留月餘宜禁烟用觀　此則寒具即今餲子也以糯粉和麻入少

塩幸棗紐捻成環釧之形油煎食之劉烏錫寒具詩云纖手搓

成玉數寸碧油煎出嫩黄深夜来春睡無輕重壓褊任人纏臂

金

○清こしたるそとの環を素加利にて刷るなり
その形の刷の物にかさねもの白米をて
ちらしつゝもいろあしこれをとるなりつゝんもてをくしらず粧粉
をかこ一米よりはじめあてをもおこて第一米
粉をあらもあるも乾燥して仕
漉分餅をして大海鹿こしの
少くもこの粉の形ちにして第粉より清を
これ角をしつ鍋ふらうくしてこの
ちらしつゝこの出張より
もはなすなり

○きのこ菓子かのの寒ち粉をもちて第一第の粉
今菓子この大海鹿の製方第一体を粉にして
塩粉を入無陽のそこをこの菓子粉
はじめてみるこうして形を仕て清上清よくて
ゆでてすぐ中よりの出るをとりとる

玉餐

玉餐

玉餐

○玉餐は米 はじめ粉米こ京都本源而こ祝品の菓子
粉をもて玉餐(コナガキ)にして人四しこ伝風
○今角山の人小粧粉(おこしこな)を清ゆでのもてをこの粉をとる

○さゝ[illegible]

○伊勢物語式三人の前にてきゝどゝ[illegible]

る梅出て[illegible]

さゝをすこし[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○索餅　さくべい

○本草綱目廿五劉禹錫嘉餅　時珍曰梅劉禹錫名之餅志異也　波斯使合美也　有蒸餅湯餅餅索餅　酥餅之屬皆隨所命名也

○天孝仕来　朝索（カゲ）〻上索餅ヲ　七夕〻風俗

国立公文書館
National Archives of Japan

あとがき

まるがしい書と雅て仰ぐ方は幕のし

○清水浦にて　まるがしい

やはり旅の空のうれしさ

とて方々せきもうれしい所ふる

ふる人に会や懐やしい

とうとうせるあゆみ

芭蕉翁

まるがしや茅屋の秋の初より出つらん。

○ぶと　南蛇

○熊川住家

○思案　ちゆうりの方とて仰ぎ幕のまぶたとなる

○[illegible]

○新撰楽記　文章道祖[サイカ]ト云楽候千葉[ヒウテ]ヨ

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

楽[illegible]

○楊雄方言餌謂之餻或謂之粢或謂之餈或謂之餮音泥

○本草綱目廿二　稻米下馬志曰〻按李含光音義粢字云稻餅也粢蓋糯也

○同廿五　餻糯粉作者曰粢米粉合豆末糖蜜蒸成者曰餻

○時珍曰餻以米糯合粳米粉蒸成狀如凝膏也

○[illegible]方曰以米麦軟也餅粉也相粉雪也

○通雅　餈粔籹粔籹則絕形者餅餻有餡者餻餻有餡者餻餻有餡者餻餻有餡者

京謂餐餻也此皆可乾也　又云　礼記　食記　糍

○同上　若京飯糯糍則必湯煮而熟食云南粤云国中十月

一日作糯糍或京飯以祀祖告冬云〻糯糍今持糍成餻者也

水晶已子　きいさ〳〵わらも

今も昔て上を色〳〵俵々ものさ庵水晶子似ようなる物

水精屏もつくり色々もいろ〳〵小さの形そ作り丸き俵凡

今俗ふ図るまとつもの無い行人多勝れの形いもや　徳母山鶯

連歌の書のよしとれるよ之

○徳母山鶯尾　之瑪瑙牙水晶色子　色子以小麦作也　出晶色子

○天竺沙弟　水晶色子　以芋作也　此共異耳

○ふぐ〳〵　形図

竹の筒よりはかりもる作り革をつくるものなり

○延喜式　大膳式

○穀物性云

中古の製○海中後秘抄云 寒中麦 稲麦 蕎麦

胡麻は四季の製を定めよかしとて初めて保よなりて世ぐ
井芋をみなくこそ○なのもそ初てそき竹の角をくしてゆよ
かくへ之り初めて寒明の中旬の間の内
ゆるのつ 四季の製 或はしらしてを
をえせをとりあつまるをとるべくしるるる
うつ 苞をとりて海 かもも 芋の粉を
苅あるそ 掘みそ海 かもの 栗をとこと
米をきるく 胡麻 ちもで 赤とい 出雲国 ちの
御をよちをとくて 青菜
四季とかくしら 四季 るきく三四寸 を米いろよりぐ 干
中より限りく 海藻のごとき なとこ をを
まて入くしく みは四季の採を めよ限て 本草をとくて 一三

つくりとけてまつ〳〵せゐなり

○茶碗の製法ハ羊羹をとりて二義を入れ〳〵

製するなり

○今世俗婦女子の用ひ来る小さき張子のもの

○今世俗婦女子の用ひ来る小さき張子のもの

和らかなる為にとりて細き竹の両

のやうにかゝるもの又ハ竹にて其形ハ

又のやうにするなり 伊勢あたりの者ハ

さる業 黄ばむ 白 紅 紫 正こま

○そゝめい

○清少納言 二月〳〵 称美していはんとなり

すつりて ちりとなるさまをいふ

きあるをいふ かゝるゆゑにまつ

○江家次第

注鴨明神 鹿や 餌 累 假家 薫 乾果や

○今世よさゝのるやうにハ 光年間あるの

陸奥 さ間 信濃 信濃やさ

よりのゝきりさ 投 青 光 剣 ぬ

もるのあるつるの 祝 ぢとつ

〳〵 明 年 〳〵 〳〵 〳〵

○[illegible]

○天[illegible]

鄭羹　椿羹　驢腸羹

海龜羹　白魚羹　寸金羹

雲龜羹　青鼈羹

○禄林小歌仕　先題石次第水晶包子

驢腸羹如字　水精紅羹　驢脊羹如字

鼈羹鼈切三角　盛鼈之形　椿羹　似椿之肝　甫羊羹　本羹羊之腸甫蒼

寸金羹金色方寸　黄金色形　白魚羹　任沙竹魚共色白　俗曰志良以於

都蘆羹　羹数差也

集書御方御料理精粥

羊子羹

月亂羹

○淮南子ニ繆称割唯聖人見其始而知其終故傳曰魯酒薄而邯鄲圍羊羹不熱而宋国危○注宋将幸元子鄭戦敗羊食士不及其御及戰御馳馬入鄭軍華元以獲

羊羹たけのこ羊羹　竹ノ羹　竹ノ羹

竹ノ羹を煮て竹羊羹を作りそのかたちの竹の節のやうに作り橘薬師寺の竹の節のやうなり

黄紙羹

元ハ小豆の皮を首のわたの如く細くきりて入れ黄色を出すなり

今ハ豆切ハ海苔紙

○羊羹

干寶ノ搜神記ニ羊肝ノ羹ハ能ク蛇ノ毒ヲ消ス而シテ清明ニ宮廷中ニ清明ノ日ニ羊ヲ殺シテ熱湯ノ中ニ入レ羊ヲ刺シ血ヲ出シ羊ノ肉ヲ切リテ河ニ入レ羊ヲ洗ヒ清ムル事ヲ為ス　神ヲ祭ル時ハ羊肝ヲ用ル也

水精紅羹

元ハ小豆ノ皮ヲ葛切ニ切リテ海苔ハ水精ノ如シ

寸金羹

元ハ小豆ノ皮ヲ葛切ニ切リテ黄金ノ如シ

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

あめ　飴　錫

○後撰書十上馬[illegible]后紀吾但當食飴弄孫○注

○揚雄方言飴餳也陳楚宋衛之間通語

○[illegible]　茅花

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○本草綱目芝部　時珍曰糵俗作糵古人以菰蘆葉裹黍米煮成完角如椶桐葉心之形故曰糵曰角黍近世多用糯米矣今俗五月五日以為節物相饋送或云為祭屈原作此投江以飼蛟龍也

○唐大典十五化朝會燕饗九品以上並供其醫食[illegible]○注五月五日加糯糵

○庖丁書錄 [illegible]

○[illegible] 苦蕎 [illegible] 蕎麥 [illegible] 蕎麥

○[illegible]水文集十一卷大明 [illegible] 蕎麥頗易繁殖而種類甚多大約

家雖其巧耳 ○蕎麥今可敎 [illegible] 如江漢之間思

蕎麥須糖呂蘇之

○ちまき 茅花 粽

茅の葉を用ひて米をつゝみ [illegible] 粽

○負粔粽を [illegible] 米粉をもつて [illegible]

ちまきやまちまきもいまはすべて [illegible]

この類ちまきごとまつ [illegible]

なりとの也

米粉をもつて [illegible]

ちまきもまた [illegible]

この類もちまきかもしれとも [illegible]

圓子　たんご　だんご　唐奥伝じ　さとい

○輟研餘七今人以米湯和入鹽草灰以圓鴨卵謂曰鹹杭子按
齊民要術用杭木皮淹漬故名之若作圓字字則誤矣

○三軍尖
○大事伝来

○伊鍋
○[illegible]

○柳絲

○明衡往來に拔柳甘於寒房人危性知孔實況
橋朝柳絲亡々歩拔之猶如子食之猶

○かゝぐるの　唐菓子

明月記に見る　[illegible]

糟雜

○煎餅式に有之即磐菊蒡以沈香煎者也

さゝげい

今世糟鹽の名い古へ京禪利にて是を用ひ
ものゝ事歟の叶ふ人の是を知の製
ものゝ事歟の叶ふ人の是を知の製
雖然沈香の類
沈香浦よりて
なりの
なりて考へ如ふるゝ
家にて製しい蕎蕨を細切て
なりて作る乃實かすどきのゝ
年の食物に同じ
今に詠ふ

[illegible]

らがら　茂尾

今らがらとは草のうちと近代の事物の茂尾より
生ずる白き硬茎を材とかたくうそ
のうちに似たれども形昔の例なり
稀なる形出来るものとなるもの和歌にもよくよ
うするる多くその名目なくして地名より書るもの

○三麩

○世に京流の料理の中に三麩と云ものあり是は麩を
竹に巻て焼たるなり

三麩

○世に京流の料理の事に三麩と云麩と
銀杏と豆腐を三麩と云なり

○麺しるし

○そうめん　素麺　素麺と蕪（ムシ）　切麺（キリメン）と冷麦（ヒヤムギ）

おてるけうどん

餛飩（コンとン）

○神井小歌記　この之建武の事より世事同の作之

餛飩　螺結（ラケツ）　柳葉麺　桐葉麺（トウヨウ）　経帯麺

打麺　三雑麺　素麺　蕪葉麺（カブラ）　冷麺

さうめん賞味

偖茶湯式茶話賞味の事　仮菓の降物（ヒルもの）ところ

もつてきりもつてさうめん　之菓をたべやすし

の菓を中の菓の面やつて大の菓の時分前へさつの時

形菓をやる　あるいはあぶ上へかさねて前より出る

こと也　そうめんとそぶこれをさるさ人はさるへうを

そのやうにこれもまんちく　の作とも麺へ安屋をま

みをうけてちよ面て作へ　さて安屋て作へ安屋を

ところ〻
雅定卒去 文 或人云 そこの比 冨門の源 ゑ まかり
こゝろのゝ のさはをそこ〻 流れ かきと 流れ りかくそ 如法の
まゝ 流ける
阿弥陀ゝ ゑ ゝ ゝ 流れ ゝ ゝ その東国 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ところ

索新

○雅定卒去 文 さゝの

流〻 冨門の 流れ ゝ ゝ ゝ 流の 東国 ゝ ゝ 冨新

水引麩

再何戢傳　太祖為勉軍午戢来往數置歡燕上好
水引麩戢令婦女躬自執事以設上手
事ハ水引切麺水引解水麺等の名通稱ハ
ふふふ

国立公文書館
National Archives of Japan